

受付月日	H29. 10. 31	相談者	■■■■■■■■■■	相談NO	■■■■■■■■■■
税目	法人税	項目	交際費課税の課否判定等		

相談（質問）事項

A社の代表者は、長年にわたる業界（協会）への貢献が顕著であるとして叙勲を受けたことから、A社では次のような祝賀パーティを催すこととしたが、その開催費用についての税務上の取扱い（交際費等、代表者賞与、寄付金など）いかに。

① 取引先を招いてのパーティ費用
 ② 業界（協会）関係者を招いての祝賀パーティ

なお、業界関係者の中には取引先以外の者も含まれる。

検討結果等

【回答】

① ②ともに「交際費等」として取り扱われます。

【理由】

① について

代表者個人に対する叙勲であるとしても、その叙勲が長年の業界団体における貢献、業界発展に寄与した功績による叙勲であり、また、その業界団体の会長等を務めたのは、あくまでもA社代表者の立場で就任したものとと言えますので、その祝賀パーティの開催自体は、法人との事業関連性は明白と言えます。また、同社の取引先を招いての祝賀パーティですので、会社の何周年記念などの記念式典や祝典等の開催費用と同様に交際費等として取り扱われることとなります（措通 61 の 4（1）—15）。

② について

上記のとおり、叙勲パーティ開催自体は法人の事業関連性が認められますが、取引先以外の業界（協会）関係者をも招いての祝賀パーティの場合、交際費等の支出の相手方の範囲をどうみるかについては、取扱通達において、「直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する。」（措通 61 の 4（1）—22）としていることから、取引先以外の業界（協会）関係者についても、「間接に当該法人の利害に関係ある者」の範疇にあると考えられることから、この場合についても交際費等として取り扱われることとなります。

なお、上記①、②いずれの場合にも、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、その支出する金額が1人当たり5,000円以下の費用は所定の書類の保存要件が付されて交際費等の範囲から除くこととされています（措法第61条の4第3項第2号）。

回答年月日 平成 29 年 11 月 7 日

担 当 ■■■■■■■■■■